

努力義務

事業者は情報提供や説明に努める必要があります。

勧誘時の情報提供等

- ① 契約条項を定めるに当たって、その解釈について疑義が生じない明確で平易なものになるよう配慮すること
- ② 勧誘に際し、契約の目的物の性質に応じ、**事業者が知ることができた**個々の消費者の**年齢**、心身の状態、知識及び経験を**総合的に**考慮した上で消費者契約の内容についての必要な情報を提供することが明確化されました。

※赤字部分が令和4年通常国会改正。

定型約款の表示請求権に関する情報提供

事業者は、消費者が民法上の定型約款の表示請求権を行使するために必要な情報を提供するように努めなければなりません。

※約款の内容を消費者が容易に知り得る措置を講じている場合は除きます。令和4年通常国会改正。



メールでご要望いただければ約款の電子データをお送りします

解除権行使に必要な情報提供

事業者は、消費者から求められたら解除権の行使に必要な情報を提供するように努めなければなりません。

※令和4年通常国会改正。



動画のサブスク契約を解除したいけど、サイトが複雑でどうやって解除するのか分からないわ…



そこで

どうすれば解約できるのか教えてください

ウェブサイトのアカウント情報のなかのお問い合わせのページに進むと、「解約する」という表示が出るので、そこをクリックしてください



解約料の算定根拠の説明

事業者は、解約料を請求する際に消費者から求められたら、解約料の算定根拠の概要を説明するように努めなければなりません。

※令和4年通常国会改正。

例

挙式の10か月前なのに、挙式代金の全額をキャンセル料とする場合 など

キャンセルしたら、事業者にどれだけの損害が発生するのかなんて、分からないぞ



そこで

キャンセル料の算定根拠の概要を教えてください



当社は、解除の時期を考慮して、直前になればなるほどキャンセル料を高くしています